

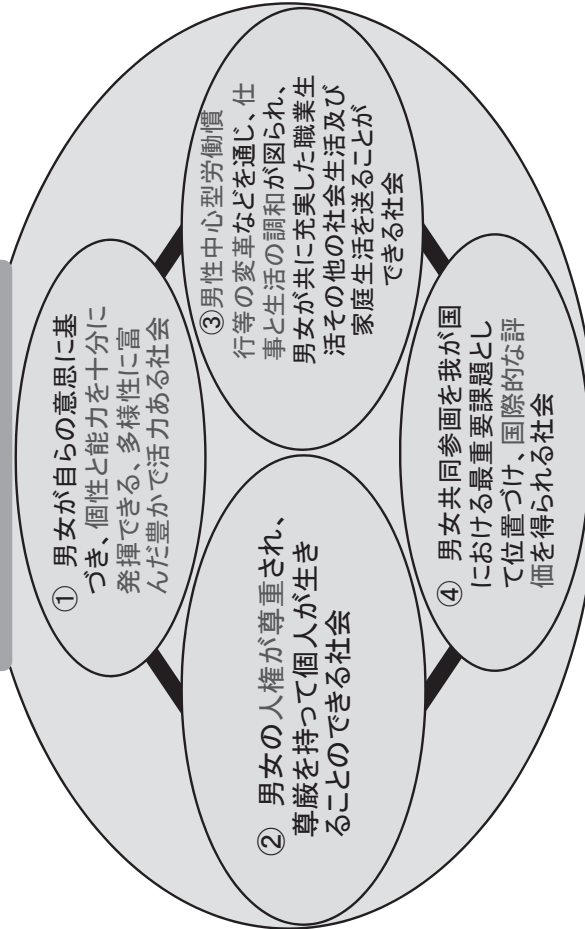
# 付 録

|      |                                                               |     |
|------|---------------------------------------------------------------|-----|
| 参考1  | 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方<br>(概要).....                     | 136 |
| 参考2  | 諮問(平成26年10月6日付け府共第631号).....                                  | 138 |
| 参考3  | 男女共同参画会議 議員名簿.....                                            | 139 |
| 参考4  | 計画策定専門調査会 委員名簿.....                                           | 140 |
| 参考5  | 女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿.....                                   | 141 |
| 参考6  | 監視専門調査会 委員名簿.....                                             | 142 |
| 参考7  | 男女共同参画会議の開催状況.....                                            | 143 |
| 参考8  | 計画策定専門調査会の開催状況.....                                           | 144 |
| 参考9  | 女性に対する暴力に関する専門調査会の開催状況.....                                   | 146 |
| 参考10 | 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方<br>についての公聴会の開催及び意見募集の実施状況.....   | 147 |
| 参考11 | 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方<br>についての公聴会の開催及び意見募集の結果(集計)..... | 148 |
| 参考12 | 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号).....                                 | 149 |



# 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(概要)①

## 目指すべき社会



## 第4次男女共同参画基本計画の策定方針

- |                                                                                              |                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ① 世代を越えた男女の理解の下、施策の選択と集中、推進体制の強化を通じ、実効性のある計画を策定                                              | ⑥ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備 |
| ② 政策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るため、個別分野を3つの政策領域に体系化                                                  | ⑦ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用    |
| ③ 実効性あるフォローアップを行うため、各分野に成果目標及び参考指標を設定、政策領域毎に重点的に監視・評価すべき目標を新たに設定                             | ⑧ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化         |
| ④ 男性中心型労働慣行(注1)等の変革を、全体にわたる横断的視点として冒頭に位置付ける                                                  | ⑨ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上   |
| ⑤ 30%目標(注2)に向け、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進 | ⑩ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化             |

(注1)大量生産を可能とする工業化に対応しやすいものとして、勤続年数が長ければ年功的な処遇の下、長時間労働や転勤を当然とする男性正社員を前提とした働き方や、家計補助的な非正規雇用などを特徴とする既婚女性の働き方

(注2)指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること

## (経 緯)

平成26年10月 6日 内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し、第4次計画策定に当たっての「基本的な考え方」について諮問

平成27年 7月28日 第4次計画策定に当たっての「基本的な考え方」(素案)公表

平成27年7月～9月 パブリック・コメント(45日間)、公聴会(全国6カ所)

平成27年12月1日 男女共同参画会議から内閣総理大臣に答申

## 社会情勢についての認識

- ① **日本社会全体における状況の変化**
- ・少子高齢化の急速な進展、人口減少、非正規労働者の増大、社会保障や地域社会の持続可能性の低下
  - ・「経済の好循環」が生まれつつある中で女性の活躍の重要性増大
- ② **女性をめぐる状況の変化**
- ・「M字カーブ問題(第一子出産を機に約6割の女性が離職等)」は依然存在
  - ・「働き方の二極化」(正規・非正規)の中女性の非正規割合は半数超
  - ・共働き世帯の増加、晩婚化、未婚化等による单身世帯等の増加
- ③ **男性の仕事と生活を取り巻く状況**
- ・長時間労働が仕事と生活の調和を阻害
- ④ **東日本大震災の経験から得た教訓**
- ・防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画
  - ・男女共同参画の観点からの災害対応・多様な主体による平時からの連携
- ⑤ **女性に対する暴力をめぐる状況**
- ・配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題
  - ・インターネット上の新たなソーシャル(SNS等)の広がりに伴う暴力の多様化
- ⑥ **国際社会への積極的な貢献の重要性**
- ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による取組開始
  - ・多様な主体と連携しつつ国際的な協調、国際的な取組への積極的な貢献

## 第1部 基本的な方針

## 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(概要)②

|                               |                                       |                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 政策領域Ⅰ<br>あらゆる分野における女性の活躍      | ① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>働き方等の改革(長時間労働抑制などの働き方改革、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備)</li> <li>男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正</li> <li>女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)</li> </ul> |
|                               | ② 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進</li> <li>政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大</li> <li>各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大</li> </ul>                  |
|                               | ③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和           | <ul style="list-style-type: none"> <li>M・字カーブ解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現</li> <li>均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正</li> <li>非正規の処遇改善、再就職・起業支援等</li> </ul>                        |
| 政策領域Ⅱ<br>安全・安心な暮らしの実現         | ④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備</li> <li>農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備</li> </ul>                                                                                     |
|                               | ⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進                | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備</li> <li>女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成</li> </ul>                                                                                    |
|                               | ⑥ 生涯を通じた女性の健康支援                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産に係る健康支援</li> <li>医療分野における女性の参画拡大</li> </ul>                                                                                       |
| 政策領域Ⅲ<br>男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 | ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策</li> </ul>                                                                      |
|                               | ⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立)</li> <li>高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備</li> </ul>                                                                       |
|                               | ⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備               | <ul style="list-style-type: none"> <li>働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討</li> <li>育児・介護の支援基盤の整備</li> </ul>                                                                                   |
| IV 推進体制の整備・強化                 | ⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進              | <ul style="list-style-type: none"> <li>国民的広がりを持った広報・啓発の展開</li> <li>男女共同参画等の教育・学習の機会の充実</li> </ul>                                                                                                   |
|                               | ⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立             | <ul style="list-style-type: none"> <li>防災施策への男女共同参画の視点の導入</li> <li>東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入・国際的な防災協力</li> </ul>                                                                                  |
|                               | ⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献                | <ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応</li> <li>男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮</li> </ul>                                                                          |
|                               |                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等)</li> <li>地方公共団体や民間団体等における取組への支援</li> </ul>                                                               |

### 第2部 政策編

(写)

府 共 第 6 3 1 号  
平成26年10月6日

男女共同参画会議議長 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第22条第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

#### 諮問

男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について、貴会議の意見を求める。

#### 理由

政府は、男女共同参画社会基本法に基づく「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）に沿って、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、政府が新たな男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方についてお示しいただきたい。

男女共同参画会議議員名簿

平成 27 年 10 月 22 日現在

|    |                   |    |    |
|----|-------------------|----|----|
| 議長 | 内閣官房長官            | 菅  | 義偉 |
| 議員 | 総務大臣              | 高市 | 早苗 |
| 同  | 法務大臣              | 岩城 | 光英 |
| 同  | 外務大臣              | 岸田 | 文雄 |
| 同  | 財務大臣              | 麻生 | 太郎 |
| 同  | 文部科学大臣            | 馳  | 浩  |
| 同  | 厚生労働大臣            | 塩崎 | 恭久 |
| 同  | 農林水産大臣            | 森山 | 裕  |
| 同  | 経済産業大臣            | 林  | 幹雄 |
| 同  | 国土交通大臣            | 石井 | 啓一 |
| 同  | 環境大臣              | 丸川 | 珠代 |
| 同  | 国家公安委員会委員長        | 河野 | 太郎 |
| 同  | 内閣府特命担当大臣（男女共同参画） | 加藤 | 勝信 |

|   |        |                        |
|---|--------|------------------------|
| 同 | 家本 賢太郎 | 株式会社クラオンライン代表取締役社長     |
| 同 | 岩田 喜美枝 | 公益財団法人 21 世紀職業財団会長     |
| 同 | 大塚 陸毅  | 東日本旅客鉄道株式会社相談役         |
| 同 | 岡本 直美  | 日本労働組合総連合会顧問           |
| 同 | 柿沼 トミ子 | 全国地域婦人団体連絡協議会会長        |
| 同 | 鹿嶋 敬   | 一般財団法人女性労働協会会長         |
| 同 | 勝間 和代  | 経済評論家・中央大学客員教授         |
| 同 | 佐藤 博樹  | 中央大学大学院戦略経営研究科教授       |
| 同 | 高橋 史朗  | 明星大学教授                 |
| 同 | 辻村 みよ子 | 明治大学法科大学院教授            |
| 同 | 林 文子   | 横浜市長                   |
| 同 | 宗片 恵美子 | 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事 |

## 計画策定専門調査会 委員名簿

平成 27 年 10 月 22 日現在  
(50 音順、敬称略)

|      |        |                          |
|------|--------|--------------------------|
| ※家本  | 賢太郎    | 株式会社クラオンライン代表取締役社長       |
| ※岩田  | 喜美枝    | 公益財団法人 21 世紀職業財団会長       |
| ※大塚  | 陸毅     | 東日本旅客鉄道株式会社相談役           |
| ※岡本  | 直美     | 日本労働組合総連合会顧問             |
| ※柿沼  | トミ子    | 全国地域婦人団体連絡協議会会長          |
| ◎※鹿嶋 | 敬      | 一般財団法人女性労働協会会長           |
| ※勝間  | 和代     | 経済評論家・中央大学客員教授           |
|      | 木村 光江  | 首都大学東京大学院教授              |
|      | 工藤 由貴子 | 横浜国立大学教授                 |
|      | 五條 満義  | 東京農業大学准教授                |
| ※佐藤  | 博樹     | 中央大学大学院戦略経営研究科教授         |
|      | 鈴木 準   | 株式会社大和総研主席研究員            |
| ※高橋  | 史朗     | 明星大学教授                   |
|      | 種部 恭子  | 医療法人社団藤聖会女性クリニック We 富山院長 |
| ※辻村  | みよ子    | 明治大学法科大学院教授              |
|      | 天日 隆彦  | 読売新聞東京本社論説委員             |
|      | 西 希代子  | 慶應義塾大学大学院法務研究科准教授        |
|      | 二宮 正人  | 北九州市立大学法学部教授             |
| ※林   | 文子     | 横浜市長                     |
| ※宗片  | 恵美子    | 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事   |
|      | 渡辺 美代子 | 国立研究開発法人科学技術振興機構副理事      |

(◎印：会長、※印：男女共同参画会議議員)

女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿

平成 27 年 4 月 13 日現在

(50 音順、敬称略)

|      |     |                          |
|------|-----|--------------------------|
| 阿部   | 裕子  | 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事 |
| 小木曾  | 綾   | 中央大学法科大学院教授              |
| ※柿沼  | トミ子 | 全国地域婦人団体連絡協議会会長          |
| ◎※辻村 | みよ子 | 明治大学法科大学院教授              |
| 原    | 健一  | 佐賀県DV総合対策センター所長          |
| 平川   | 和子  | 東京フェミニストセラピセンター所長        |
| 森田   | 展彰  | 筑波大学大学院准教授               |
| 山田   | 昌弘  | 中央大学教授                   |

(◎印：会長、※印：男女共同参画会議議員)

## 監視専門調査会 委員名簿

平成 27 年 4 月 1 日現在  
(50 音順、敬称略)

|    |    |     |                               |
|----|----|-----|-------------------------------|
|    | 安部 | 由起子 | 北海道大学大学院教授                    |
|    | 大谷 | 美紀子 | 弁護士                           |
| ◎※ | 鹿嶋 | 敬   | 一般財団法人女性労働協会会長                |
|    | 末松 | 則子  | 三重県鈴鹿市長                       |
|    | 二宮 | 正人  | 北九州市立大学教授                     |
|    | 廣岡 | 守穂  | 中央大学教授                        |
|    | 松下 | 光恵  | 特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか 代表理事 |
| ※  | 宗片 | 恵美子 | 特定非営利活動法人イコールネット仙台 代表理事       |

(◎印：会長、※印：男女共同参画会議議員)

男女共同参画会議の開催状況

| 回      | 開催年月日            | 議題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 44 回 | 平成 26 年 10 月 6 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画基本計画の改定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（諮問）</li> <li>・ 計画策定専門調査会の設置について</li> </ul> </li> <li>○ 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について</li> <li>○ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について</li> <li>・ 女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告書について</li> </ul> </li> </ul> |
| 第 45 回 | 平成 27 年 6 月 22 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第 46 回 | 平成 27 年 12 月 1 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画基本計画の変更について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（答申）</li> </ul> </li> <li>○ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性活躍推進法の施行について</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                   |

## 計画策定専門調査会の開催状況

| 回   | 開催年月日                        | 議題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成26年11月20日<br>※監視専門調査会と合同開催 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定専門調査会運営規則について</li> <li>○ 第3次男女共同参画基本計画の概要等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3次男女共同参画基本計画の概要</li> <li>・ 男女共同参画をめぐる状況</li> </ul> </li> <li>○ 第4次男女共同参画基本計画の策定・第3次男女共同参画基本計画のフォローアップの進め方について</li> <li>○ 自由討議</li> </ul>                                                                             |
| 第2回 | 平成26年12月5日<br>※監視専門調査会と合同開催  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3次男女共同参画基本計画フォローアップ 関係府省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</li> <li>(2) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進</li> <li>(3) 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進</li> <li>(4) 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献</li> </ul> </li> </ul>                                                      |
| 第3回 | 平成26年12月16日<br>※監視専門調査会と合同開催 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3次男女共同参画基本計画フォローアップ 関係府省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革</li> <li>(2) 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援</li> <li>(3) 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</li> <li>(4) 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実</li> <li>(5) 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画</li> </ul> </li> </ul> |
| 第4回 | 平成26年12月25日<br>※監視専門調査会と合同開催 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3次男女共同参画基本計画フォローアップ 関係府省ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画</li> <li>(2) 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保</li> <li>(3) 第5分野 男女の仕事と生活の調和</li> <li>(4) 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進</li> <li>(5) 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援</li> </ul> </li> </ul>                                      |

|      |                                      |                                                                                                     |
|------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5回  | 平成27年1月9日<br>※女性に対する暴力に関する専門調査会と合同開催 | ○ 第3次男女共同参画基本計画フォローアップ 関係省庁ヒアリング<br>(1) 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶<br>(2) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進(性・暴力表現) |
| 第6回  | 平成27年1月14日<br>※監視専門調査会と合同開催          | ○ 第3次男女共同参画基本計画フォローアップ                                                                              |
| 第7回  | 平成27年1月29日                           | ○ 今後の進め方について<br>○ 第4次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプトについて<br>○ 第4次男女共同参画基本計画の策定に向けた項目別の論点について                 |
| 第8回  | 平成27年3月25日                           | ○ 第4次男女共同参画基本計画の構成について<br>○ 第4次男女共同参画基本策定に当たっての基本的な考え方(素案)【案】について                                   |
| 第9回  | 平成27年6月25日                           | ○ 第4次男女共同参画基本策定に当たっての基本的な考え方(素案)【案】について                                                             |
| 第10回 | 平成27年7月6日                            | ○ 第4次男女共同参画基本策定に当たっての基本的な考え方(素案)【案】について                                                             |
| 第11回 | 平成27年10月26日                          | ○ 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(案)について                                                               |
| 第12回 | 平成27年11月18日                          | ○ 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(案)について                                                               |

## 女性に対する暴力に関する専門調査会の開催状況

| 回      | 開催年月日                              | 議題                                                                                                                                                                                           |
|--------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 76 回 | 平成 27 年 1 月 9 日<br>※計画策定専門調査会と合同開催 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 3 次男女共同参画基本計画フォローアップ 関係省庁ヒアリング</li> <li>(1) 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</li> <li>(2) 第 13 分野 メディアにおける男女共同参画の推進（性・暴力表現）</li> </ul>                      |
| 第 77 回 | 平成 27 年 2 月 13 日                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 3 次男女共同参画基本計画（第 9 分野）フォローアップについて（報告）</li> <li>○ 第 4 次男女共同参画基本計画（暴力分野）の策定に向けた項目別論点について</li> </ul>                                                  |
| 第 78 回 | 平成 27 年 4 月 6 日                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 4 次男女共同参画基本計画（基本的な考え方）について</li> <li>○ 男女間における暴力に関する調査について（報告）</li> <li>○ ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究事業について（報告）</li> <li>○ ストーカー総合対策について（報告）</li> </ul> |
| 第 79 回 | 平成 27 年 10 月 27 日                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公聴会及び意見募集の結果について（報告）</li> <li>○ 第 4 次男女共同参画基本計画（基本的な考え方（案））について</li> <li>○ 性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する法制審議会への諮問について</li> </ul>                         |

## 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 についての公聴会の開催及び意見募集の実施状況

### 〔公聴会〕

(●：計画策定専門調査会、■：女性に対する暴力に関する専門調査会)

| 会 場 | 公聴会日時                   | 場 所                                          | 出 席 者                                                          |
|-----|-------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 宮 城 | 8月24日(月)<br>13:30～15:30 | イズミティ21(仙台市泉文化創造センター)<br>(宮城県仙台市泉区泉中央2-18-1) | ●鹿 嶋 敬 (会長)<br>●岩 田 喜美枝 (委員)<br>●鈴木 準 (委員)                     |
| 東 京 | 8月31日(月)<br>13:30～15:30 | 日本教育会館一ツ橋ホール<br>(東京都千代田区一ツ橋2-6-2)            | ●鹿 嶋 敬 (会長)<br>●岩 田 喜美枝 (委員)<br>●鈴木 準 (委員)<br>■辻 村 みよ子 (会長)    |
| 広 島 | 9月2日(水)<br>14:00～16:00  | エソール広島(広島県女性総合センター)<br>(広島県広島市中区富士見町11-6)    | ●鹿 嶋 敬 (会長)<br>●岩 田 喜美枝 (委員)<br>●鈴木 準 (委員)<br>■原 健 一 (委員)      |
| 愛 知 | 9月7日(月)<br>13:30～15:30  | ウィルあいち(愛知県女性総合センター)<br>(愛知県名古屋市東区上笠杉町1)      | ●鹿 嶋 敬 (会長)<br>●岡 本 直 美 (委員)<br>●鈴木 準 (委員)<br>■辻 村 みよ子 (会長)    |
| 京 都 | 9月9日(水)<br>13:30～15:30  | 京都センチュリーホテル<br>(京都府京都市下京区東塩小路町680)           | ●鹿 嶋 敬 (会長)<br>●岡 本 直 美 (委員)<br>●佐 藤 博 樹 (委員)<br>■辻 村 みよ子 (会長) |
| 福 岡 | 9月11日(金)<br>14:00～16:00 | アクロス福岡<br>(福岡県福岡市中央区天神1-1-1)                 | ●鹿 嶋 敬 (会長)<br>●鈴木 準 (委員)<br>■原 健 一 (委員)                       |

### 〔意見募集〕

#### 1. 意見募集期間(意見募集開始日及び締切日)

平成27年7月29日(水)～平成27年9月14日(月)

#### 2. 受付方法 男女共同参画局ホームページ、郵送、FAX

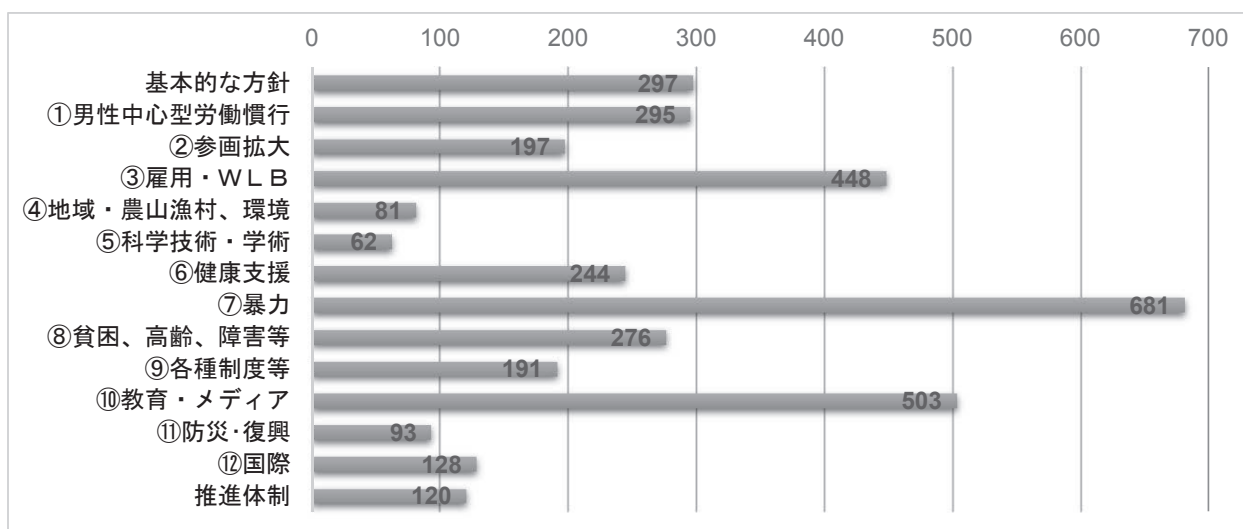
## 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方についての 公聴会及び意見募集の結果（集計）

### 【公聴会】

| 会場   | 宮城<br>(8/24) | 東京<br>(8/31) | 広島<br>(9/2) | 愛知<br>(9/7) | 京都<br>(9/9) | 福岡<br>(9/11) | 合計    |
|------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|
| 参加人数 | 84 人         | 207 人        | 102 人       | 153 人       | 141 人       | 194 人        | 881 人 |

### 【意見募集(パブリック・コメント)】

| 分 野        |                        |       |                                     | 意見数   |
|------------|------------------------|-------|-------------------------------------|-------|
| 第1部 基本的な方針 |                        |       |                                     | 297   |
| 第2部<br>政策編 | Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍      | 第1分野  | 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍                 | 295   |
|            |                        | 第2分野  | 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大                 | 197   |
|            |                        | 第3分野  | 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和           | 448   |
|            |                        | 第4分野  | 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進           | 81    |
|            |                        | 第5分野  | 科学技術・学術における男女共同参画の推進                | 62    |
|            | Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現         | 第6分野  | 生涯を通じた女性の健康支援                       | 244   |
|            |                        | 第7分野  | 女性に対するあらゆる暴力の根絶                     | 681   |
|            |                        | 第8分野  | 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 | 276   |
|            | Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 | 第9分野  | 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備               | 191   |
|            |                        | 第10分野 | 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進              | 503   |
|            |                        | 第11分野 | 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立             | 93    |
|            |                        | 第12分野 | 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献                | 128   |
|            | Ⅳ 推進体制の整備・強化           |       |                                     | 120   |
| 合 計        |                        |       |                                     | 3,616 |



## 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条－第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。  
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成十一年六月二十三日法律第七十八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）